

特集号

昭和56年5月以前の 区内すべての建物の 耐震化を支援します

- 区立施設の耐震化100%、民間建物の耐震化90%を目指します
- 地震に強いまちづくり

すぎなみ

歩きながら、元氣と文化が、すぎなみ
生まれる街。

暮らしのちょっとしたお問い合わせは
☎#8800または☎3372-8800
区役所いつでも電話サービス

発行/杉並区
編集/広報課
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

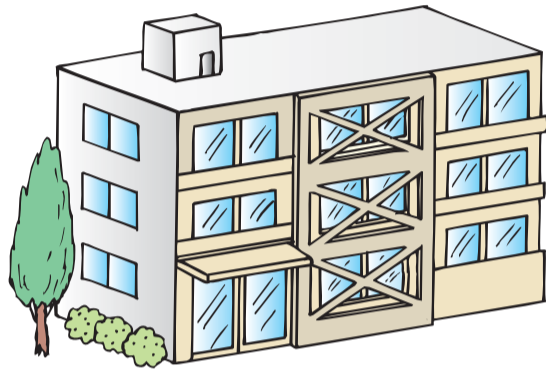
区の代表電話 ☎3312-2111
FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

震災時に重要な建物や 地域の耐震化を促進



大規模店舗や医療機関、また震災時に重要となる道路沿道にある建物や木造住宅密集地域にある建物の耐震改修工事の助成を拡充しました。

鉄筋コンクリート造などの 建物の耐震化を拡充



マンションなど鉄筋コンクリート造などの建物の耐震改修工事助成限度額を引き上げました。

支援内容を大幅拡充！

昭和56年5月以前の区内すべての建物の耐震化を支援します



木造建物の耐震助成を 二段階にして充実



木造建物の耐震改修工事助成限度額を、工事内容に応じて二段階にして充実しました。



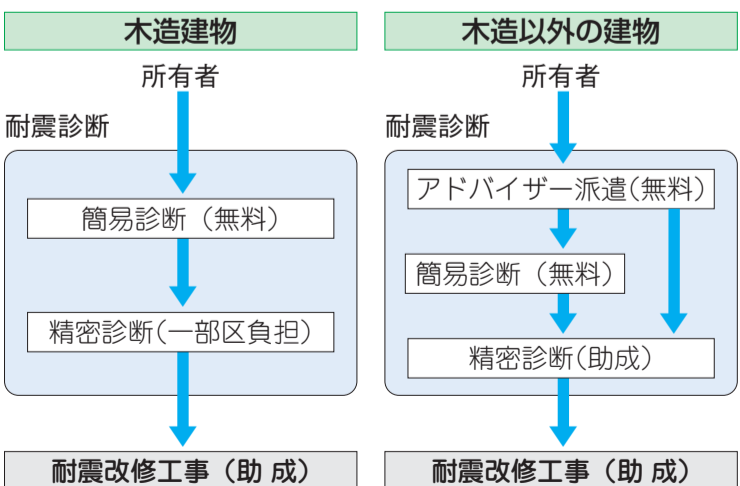
店舗や幼稚園などの 木造建物も耐震化を支援

木造建物の耐震診断、耐震改修工事の支援を店舗や福祉施設など、住宅以外の木造建物にも拡大しました。

マグニチュード7クラスの「首都直下型地震」が今後30年以内に発生する確率は70%といわれています。区では、17年度以降進めてきた耐震化支援をさらに充実し、皆さんとともに安全で災害に強いまちづくりを進めます。

——問い合わせは、建築課建築防災係または住宅課住宅施策推進係へ。

耐震化支援事業



◇改修工事
区の精密診断の助成制度を利用した建物の耐震改修

◇精密診断
精密診断が必要と判定された住宅などへ耐震診断士を派遣します(建物によって診断できない場合もあります)。

◇簡易診断
区に登録している耐震診断士を派遣して、耐震性の大きな評価をし、さらに精密な診断や補強が必要かどうかを判定します。

◇精密診断
精密診断の必要性が明らかになった建物には、診断に必要な費用の一部を助成します。

◇改修工事
区の精密診断の助成制度を利用した建物などの耐震改修工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

◇簡易診断
マンションなどを対象に、建物図面や構造計算書などから初期的な診断を行います。

◇精密診断
精密診断の必要性が明らかになった建物には、診断に必要な費用の一部を助成します。

◇簡易診断
マンションなどを対象に、建物図面や構造計算書などから初期的な診断を行います。

◇改修工事
区の精密診断の助成制度を利用した建物などの耐震改修工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

◇簡易診断
マンションなどを対象に、建物図面や構造計算書などから初期的な診断を行います。

まずは耐震診断から始めます

工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

対象は、昭和56年5月以前の建築物です。区民事務所・図書館にある申込書を郵送してください。申込書は、区ホームページからも取り出せます。

木造以外の建物の場合
◇アドバイザー派遣
耐震診断や耐震改修の必要性などをアドバイザーする専門家を派遣します。分譲マンションでは、管理組合の皆さんの意見をまとめるためにも派遣します。

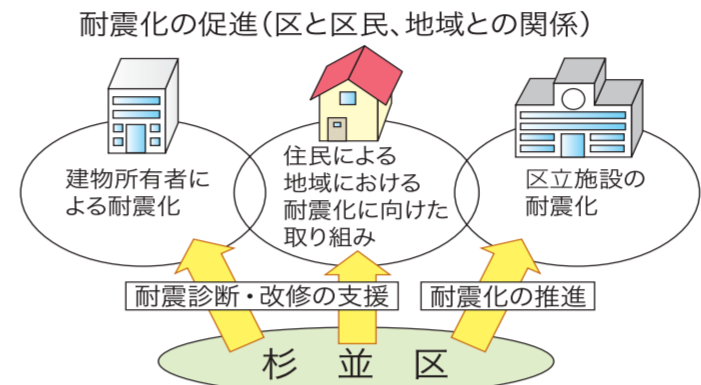
平成27年度
までに

区立施設の耐震化100% 民間建物の耐震化 90%を目指します

杉並区耐震改修促進計画の考え方

首都直下型地震による震災から区民の生命や財産を守るため、区内の建物の耐震診断と耐震改修を計画的・総合的に進め、「安全で災害に強いまちづくり」を推進することを目的としています。耐震化の取り組みは、建物などの所有者が自ら行うことを基本として、区は区立施設の耐震化を進めるほか、耐震化を進める木

造住宅密集地域などの地域住民の取り組みを支援します。計画では、27年度までに防災上重要な区立施設や多くの区民が利用する区立施設は100%耐震化します。また、区民の皆さんと協力して、区内全建築物の90%以上を耐震化することを目標とします。



耐震無料相談会をご利用ください

◇耐震無料相談会
お住まいの住宅など、耐震性に不安を持つ方を対象に、区に登録する耐震診断士が耐震に関するさまざまな相談を受け付けます。相談会は、下記の日程に区役所1階ロビーで行いますので、当日、直接会場にお越しください。また、町会や地域の集まりで住宅などの耐震について学ぶ場合にも、耐震診断士を派遣します。こちらも、ご利用ください。
日程…12月17日(水)、21年2月18日(水)、3月11日(水)は午後1時～4時
1月15日(水)～17日(金)は午前10時～午後4時

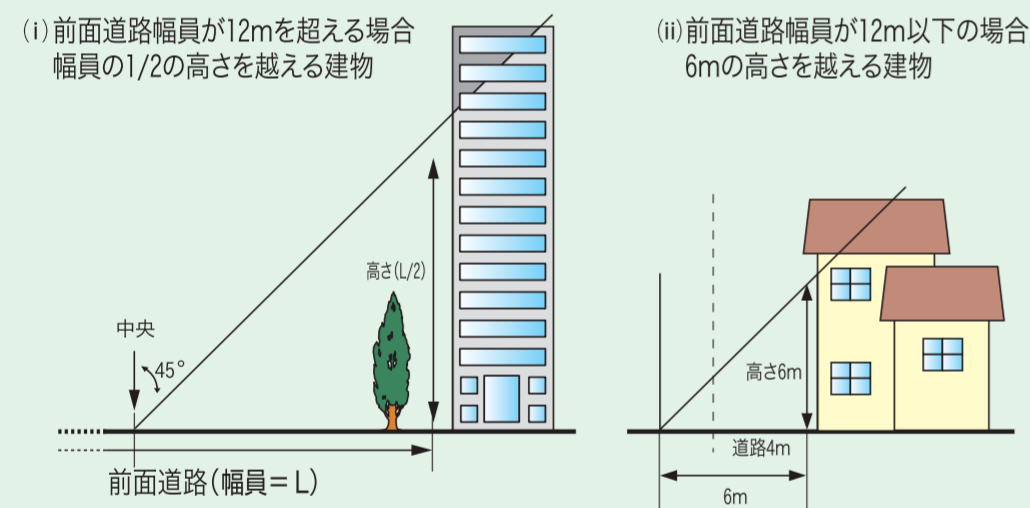
◇建築防災イベント
住宅の耐震工事の展示や耐震セミナーなど、建物の耐震化を中心に「建築防災啓発フェア」を21年1月15日(水)～17日(金)に開催します。

◇耐震講習会
区内の工務店などを対象に耐震改修工事の講習会を予定しています。



震災時に重要な建物や地域の耐震化を促進します

多くの区民が利用する建物や福祉施設などの耐震化を促進します。また、震災時に避難や消火・救助活動・緊急物資の輸送に支障がないように指定した道路沿道の建物や木造住宅密集地域の建物も同様に耐震化を促進します。木造建物のうち表1に該当する建物、木造以外の戸建住宅で表1の①または②に該当する建物の耐震改修工事助成額は、表2・表3により算出した額の1.5倍となります。詳細は、お問い合わせください。



- 【表1 特に耐震化を促進する必要がある建物】
- ①地域防災計画で緊急道路障害物除去路線として指定された道路の沿道にある左下図に該当する建物
 - ②都の防災都市づくり推進計画に定める整備地域内にある建物
 - ③耐震改修促進法に定める特定建築物
 - ④地域防災計画で震災時の協力協定を結んでいる団体が所有するもので、主として当該協定の目的のために使用している建物(一部除外)
 - ⑤幼稚園、保育所、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、グループホームなどの福祉施設
 - ⑥診療所・産院・その他の医療施設

今より強くすれば対象になります！住宅など木造建物の耐震化を支援

昭和56年5月以前に建てられたすべての木造建物対象です。まず簡易診断(無料)からお申し込みください。精密診断は、建物の大きさによってかかる費用が異なります。精密診断費用のうち10万円を区が負担します(特殊な構造の建物などは、診断ができない場合もあります)。耐震改修工事では、改修工事後の耐震性評価値(I W値)により、助成額が変わります(表2参照)。

〈表2 木造建物の耐震改修工事費用助成〉

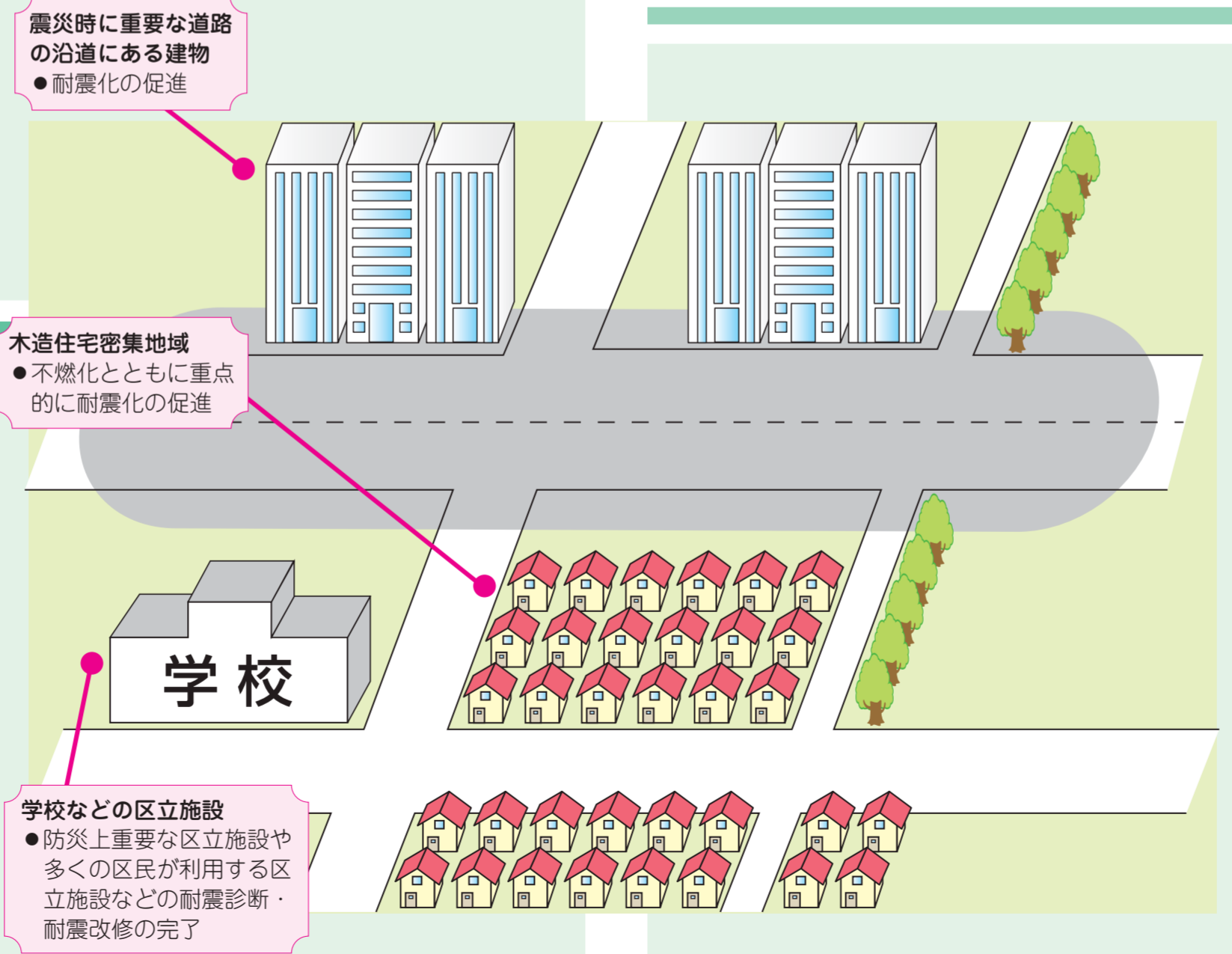
耐震改修工事後の建物の I W 値	助成の割合(限度額)
I W 値 < 1.0 の場合	費用の 1/2 (50万円)
I W 値 ≥ 1.0 の場合	費用の 1/2 (100万円)

※費用対象は、耐震改修工事に要した費用です。

区立施設の耐震化整備プログラム

震災時に震災救援所となる小中学校など、震災時に十分その機能が確保されていない場合には、施設や高齢者・障害者・幼児など災害時に避難が困難な区民が日常的に利用する区立施設は、特に優先して耐震化を進める必要があります。耐震化整備プログラムでは、区立施設の耐震化に向けた今後の取り組みを明らかにしています。詳細は、区ホームページをご覧ください。

防災上重要な区立施設	震災時に役割が定められた施設	小中学校・地域区民センター など	平成27年度までの耐震化率の目標 約86%(現状) ⇒ 100%
	震災時に避難困難な区民利用施設	幼稚園、高齢者・障害者福祉施設 など	
多くの区民が利用する区立施設		図書館・区民事務所 など	



木造以外の建物の耐震化を最大4000万円助成します

昭和56年5月以前に建てられた木造以外の建物(マンションなど鉄筋コンクリート造の建物)が対象です。まずアドバイザー派遣からお申し込みください。精密診断を行う場合は、精密診断費用の一部を助成します。建物の用途により助成割合と限度額が異なります。耐震改修工事では、区の精密診断の助成制度を利用した建物などが耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事費用の一部を助成します。建物の用途・改修工事後の耐震性評価値(I S値)・耐震改修工事の内容によって助成割合と限度額が異なります(表3参照)。

〈表3 木造以外の建物(鉄筋コンクリート造などの建物)の耐震改修工事費用助成〉

建物の用途	助成の割合(限度額)	
戸建住宅	耐震改修工事後の建物の I S 値 < 0.6 の場合	費用の 1/2 (50万円)
	耐震改修工事後の建物の I S 値 ≥ 0.6 の場合	費用の 1/2 (100万円)
分譲マンションで一定の要件を満たすもの	費用の 1/2 (2500万円)	
賃貸マンションで一定の要件を満たすもの	費用の 1/4 (2000万円)	
表1①の建物で一定の要件を満たすもの	費用の 1/2 ~ 1/4 (4000万円)	
表1で①以外の建物で一定の要件を満たすもの	費用の 1/4 (1500万円)	
その他の建物	費用の 1/2 ~ 1/4 (1000万円)	

※費用対象は、耐震改修工事に要した費用です。

大規模地震
に備えて

大切な人・家・モノを守るためにも…

地震に強い家とまちを目指しましょう



マンションの耐震補強事例
耐震化支援事業を利用して大地震に備えましょう

阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が被災し、6500人以上の方が亡くなりました。

この地震で、昭和56年以前に建築された建物の約7割は小破以上の被害を受け、逆に昭和56年以降の建物の7割は軽微な被害で済んでいます。このことから大規模地震の備えとして、昭和56年以前の建物は耐震化を行うことが大切です。

区には、平成18年時点で約11万6千棟の建築物がありますが、このうち現在の耐震基準に満たない昭和56年以前に建築された建物が約4万5000棟あると推計され、その多くは木造の住宅です。それらのすべてが大規模地震で崩壊するわけではありませんが、多くの住宅で耐震性が不足していると思われます。
——問い合わせは、建築課建築防災係へ。

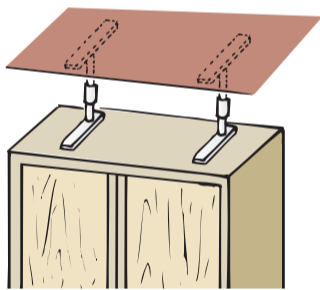
〈区内建物(約11万6000棟)の状況〉

昭和56年以前の建物
約4万5000棟

昭和57年以降の建物
約7万1000棟

備えあれば
憂いなし

家具転倒防止器具・火災警報器の取り付けを助成



◇対象者

65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上のみの世帯の方。身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯。難病患者福祉手当を受けている方がいる世帯。

◇助成内容

- ①申請後、区が委託している事業者が器具を取り付けます
- ②家具転倒防止器具なら2～3個分程度、火災警報器2個分の助成です(事前調査、取付費、部品代を含みます)

③取り付けは、それぞれ1万2000円が助成限度額です(現金の助成ではありません)

④助成を受けるには事前の申請が必要です

※東京都火災予防条例の改正により、22年4月1日から、火災警報器の取り付けが義務化されます。

——問い合わせは、高齢者は、お近くのケア24または高齢者施策課地域連携推進係へ。障害のある方は、障害者施策課障害者福祉係または福祉事務所へ。

ブロック塀等の撤去と接道部緑化助成

幅員4m以上の道路沿いに、生けがきなど(長さ2m以上)を作るとき、既存ブロック塀等の撤去も含め緑化費用として助成します。詳細は、お問い合わせください。

——問い合わせは、みどり公園課みどりの事業係へ。

〈助成金額〉

生けがきの造成	9000円/m	改修の場合は半額
植え込みの造成	5000円/m ²	
フェンス緑化	2000円/m	
既存塀の取り壊し	5000円/m	

ブロック塀などの状況調査にご協力ください

12月中旬から避難場所への避難路実態を把握するため、沿道のブロック塀などの状況を調査します。調査は、区が委託した(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会の会員が行います。

調査対象は、都が指定する避難路と通学路沿いにある高さ1.2m以上の塀や擁壁です。劣化状況や構造などを調査します。必要に応じて、塀や擁壁を所有している方や管理している方にお話をお伺いします。

——問い合わせは、建築課建築防災係へ。

※今回の調査は、状況を調査するもので、調査員が直接、工事をお願いすることはありません。

杉並区との関連を装った耐震診断・改修業者にご用心!

訪問・電話・チラシなどで勧誘し、家屋の耐震診断といって、結果的に高額な改修工事を勧める業者がいます。

このような業者は、区とは一切関係がありませんので、ご注意ください。

(発行日)毎月1日、11日、21日

